

定 款

東京テアトル株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は東京テアトル株式会社（英文ではTOKYO THEATRES COMPANY, INCORPORATED）と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 演劇、映画その他各種興行、娯楽機関、体育施設、ならびに遊技場の経営
- (2) 映画の製作、配給、売買、賃貸借、および輸出入
- (3) 演劇、映画その他各種興行の計画、立案、実施の請負
- (4) 演劇、映画その他各種興行に関連するポスター、プログラム、出版物、レコード類、文具、玩具の製作および販売
- (5) ビデオ・ソフトの製作、販売ならびにレンタルビデオ店の経営
- (6) 第2号、第4号、第5号の製品の著作権、特許権等の工業所有権の売買および賃貸
- (7) 不動産の所有、賃貸借、売買、仲介、管理および鑑定評価ならびに開発、設計、調査およびコンサルティング
- (8) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (9) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
- (10) 信託受益権の所有、売買および仲介
- (11) 建築工事の設計、監理および請負
- (12) 菓子、清涼飲料、氷菓子の製造販売、食料品、繊維製品、日用品雑貨、家電製品、書籍類の販売および売店の経営
- (13) たばこ、酒類、郵便切手類、収入印紙、宝くじの販売
- (14) 料理飲食店、ホテル、旅館、事務所などの建築資材、内装資材、什器、備品、家具照明器具、厨房器具等に関わる調達および販売
- (15) 料理飲食店、カフェー、キャバレー、ダンスホール、ダンス教授所、ホテル、旅館、浴場の経営
- (16) 一般乗用旅客自動車運送事業および一般貸切旅客自動車運送事業ならびに駐車場の経営
- (17) 観光施設の経営および旅行斡旋業
- (18) 生命保険の募集業および損害保険代理店業
- (19) 広告代理事業
- (20) 電子計算機ソフトウェアの開発、作成、販売ならびにサービスの提供に関する業務
- (21) 労働者派遣業
- (22) 食料品、食料品原材料の保存、加工、運搬に関する技術の研究開発およびコンサルティング
- (23) ゴルフ会員権ならびにスポーツ施設および宿泊施設の利用権の売買
- (24) 金融業、集金代行業、各種債権の売買、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権の管理または回収を行う業務
- (25) 古物の売買およびその受託販売
- (26) 以上の目的を達するのに必要な附帯事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は2千万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は取締役社長が招集しその議長となる。

2 取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が代行する。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(大規模買付行為に関する対応方針)

第 18 条 当会社は取締役会の決議により、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「大規模買付行為対応方針」という。）を定めることができる。取締役会が大規模買付行為対応方針を定めたときは、その後初めて行われる株主総会の決議をもって承認を得なければならない。また、株主総会の承認を得た後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において大規模買付行為対応方針の存続について承認を得なければならない、その後も同様とする。

2 当会社は取締役会が必要があると認めたときは、いつでも取締役会の決議をもって、大規模買付行為対応方針を廃止することができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の定員および選任)

- 第 19 条 当社の取締役は10名以内とし株主総会で選任する。
- 2 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会はその決議によって取締役社長1名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は会日の2日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の権限)

- 第 23 条 取締役会は法令および定款に定める事項のほか、会社の重要な業務の執行を決定する。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

- 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定)

- 第 26 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の定員および選任)

第 27 条 当会社の監査役は 4 名以内とし株主総会で選任する。

- 2 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 29 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 30 条 監査役会の招集通知は会日の 2 日前までに各監査役に対し発する。ただし緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 31 条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役全員の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)

第 32 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定)

第 33 条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 34 条 会計監査人は株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 38 条 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは当社は支払の義務を免れる。

以 上

制 定 昭和21年6月28日

改 正	昭和21年9月25日	昭和21年12月20日	昭和22年8月16日
	昭和23年4月21日	昭和26年7月17日	昭和28年3月20日
	昭和29年9月16日	昭和30年10月1日	昭和31年9月27日
	昭和33年3月20日	昭和34年3月20日	昭和34年9月21日
	昭和35年9月20日	昭和36年3月22日	昭和37年3月20日
	昭和39年3月18日	昭和39年9月22日	昭和43年9月20日
	昭和45年9月21日	昭和50年3月26日	昭和57年4月28日
	昭和61年4月25日	昭和63年4月28日	平成元年4月27日
	平成元年12月21日	平成2年6月28日	平成3年6月27日
	平成6年6月29日	平成8年6月27日	平成10年6月26日
	平成14年6月27日	平成15年6月24日	平成16年6月29日
	平成18年6月29日	平成19年6月26日	平成21年6月25日
	平成25年6月27日	平成26年6月27日	平成28年6月28日
	平成29年10月1日		